

- 1 会議名 議会運営委員会
2 日時 平成28年6月21日(火)
開会 午前10時
閉会 午前11時41分
3 場所 正・副議長応接室
4 出席議員 (委員長)梅村 均、(副委員長)堀 巖
櫻井伸賢、相原俊一、木村冬樹
須藤智子議長、相原俊一副議長
5 欠席議員 なし
6 説明員 行政課長中村定秋、議会事務局長尾関友康、同統括主査寺澤 頭
7 委員長あいさつ
8 議長あいさつ
9 協議事項

(1) 追加議案について

行政課長：資料に基づき説明（議会会期中の新たな報告案件については、本会期中に追加として報告することを確認した。）

梅村委員長：特に意見もないようだが、6月1日の議会運営委員会の協議事項とした「岩倉市議会の定例会の召集時期を定める規則」についての現況はどうか。

行政課長：岩倉市規則のため市長部局で取り扱うが、例規審査委員会にて審査済みであり、本定例会の閉会後に告示を行う予定である。

(2) 食品ロス削減に向けての取組を進める意見書（案）について

鬼頭委員：資料に基づき説明

須藤議長：今回の案は当初のものと違うようだがどうか。

鬼頭委員：「必要な財源措置を行う」という文言を削った。

木村委員：それはなぜか。

鬼頭委員：確認していない。確認する。

木村委員：意見書を提出するときは実効性のある内容が求められる。どこが財源を持つかは常に重要になる。企業の過剰生産についても改善は難しいことである。この文言を削ったのは党としての方針か。

鬼頭委員：そのように思われる。参議院本会議にて公明党が削減目標の設定も検討していくという返答をしたが、その後方針が変わったと思われる。

木村委員：学校で食育に関する教育に取り組むことは、結局のところ、自治体に負担がのしかかることではないか。その点だけが気がかりだが、国が責任を持って行ってほしい。

堀副委員長：字句について、「取り組み」とした表記が多いが、「取組」や「取り組み」が混ざっているので、「取組」で統一されたい。

梅村委員長：この意見書は最終日の追加議案での取扱いとする。

(3) 閉会中の継続審査申出について

梅村委員長：資料のとおり厚生・文教常任委員長から閉会中の継続審査申出書を提出予定とされているので確認してほしい。

木村委員：別紙審査事項について、「(3) その他 上記以外の委員会が所管する事項について」という事項はどうか。個別具体的に記載するべきでないか。これでは閉会中に何でも審査できるという内容ではないか。

堀副委員長：継続審査申出書の「4 審査期限 審査及び調査終了まで」についても「次の定例会まで」ではないか。これでは期限なく審査できると読み取れる。

議会事務局長：9月定例会前に審査等終了しても期限は9月定例会までとしたほうがよいか。

梅村委員長：給食センター等への視察のためと推察するが、この場合、継続審査事項というよりは議員派遣で対応するのが望ましいと思われる。この点については以前から整理されていない。

木村委員：本定例会はこの申出書内容で申出を行うとして、審査事項及び審査期限については、今後の課題とすることでどうか。

梅村委員長：本定例会はこのとおりでよいが、審査事項の内容や審査期限については課題として整理することとする。

(4) 平成28年9月(第3回)岩倉市議会定例会会期(案)について

木村委員：これまで3月議会と9月議会は精読日を2日間設けていたが日程的に厳しいのか。

議会事務局長：一般質問予定日辺りは農業委員会や小牧岩倉衛生組合の部課長会が入る予定で、調整するならば決算証書類審査を2日に短縮するか財務常任委員会を3日に短縮するか開会日を1日早めるかのいずれかと思われるがどうか。

須藤議長：委員会は余裕を持たせたほうが良いのではないか。29日を開会日としたら都合が悪いか。

議会事務局長：特に問題はない。

梅村委員長：29日開会でどうか。

各委員：異議なし。

須藤議長：議会運営委員会の日にちも早まるのではないか。

議会事務局長：告示日も1日早まるため、議会運営委員会も1日早まる。

梅村委員長：開会日を29日とし、30日及び31日を議案精読日とする。

(5) 岩倉市議会における公聴会の開催及び参考人の招致に関する要綱について

質疑なし

(6) その他

木村委員：議案に対する修正案の提出について資料に基づき説明

須藤議長：これをルール化するということか。

木村委員：ルール化までとはいわない。心構えみたいなものだ。

堀副委員長：このように申合せ事項として取扱っている議会もあるようだ。

申合せ事項として決めたとしても法的には修正案を提出しても問題はない。

木村委員：修正案は委員会に提出するのが望ましいと考える。

梅村委員長：このことは各会派に戻って各議員にも説明いただきたい。

議会事務局長：修正案として本会議から委員会に戻すことは想定されていない。委員会で否決されたものを再度修正案として委員会に戻すことはありえないから想定されていないようだ。つまり否決されたものの原案を修正することはありえないということである。もし今後このような修正案を出そうとしても、今回の事例は間違っていて、当てはめることはできない。

梅村委員長：否決された原案の修正案は委員会に付託することはできないという認識でお願いしたい。

梅村委員長：次に職員配置に係る市長とのヒアリングについて報告する。協議会等の回数が増加し会議録作成量が増大していること、修正動議等の難しい案件が増えていること、慣例の見直し、公聴会及び参考人招致の関係、ホームページの管理、動画配信等の業務量についての現状を訴えた。

梅村委員長：新たな業務として、年間2千時間を超えるものがあれば増員の対象となるようだ。今後も新たな業務が必要と判断すれば、それがどれくらいの時間を有する業務なのか整理しておく必要がある。

須藤議長：6月6日の本会議において修正案を提出したときに、その修正案が著作権の侵害に当たるとして、懲罰の動議が出され懲罰委員会を開催した。しかしながら懲罰委員会では著作権に関しての議論はなかった。著作権の侵害に当たるか否かの判断はされていない。しかし陳謝文による陳謝のことからも現時点での一般的な捉え方として、本会議初日から今日まで、「著作権の侵害があった」という共通の認識ではないか。著作権の侵害の有無について結論付けないといけないと考えるがどうか。この場で議論してほしい。こちらも調べたが、著作権法第13条の規定に「次の各号のいずれかに該当する著作物は、この章の規定による権利の目的となることが

できない」とし、同条第1号の規定に「憲法その他の法令」とある。これに該当するならば著作権は発生しないといえる。

木村委員：その議論は既に行っていて、条例として提出されたものであれば、その時点での著作権は発生しない。今回は提出前の素案であり、著作権は発生しうるのではないか。懲罰委員会では、著作権の発生の有無の判断は専門的な知識が必要であるから、この委員会では問わないということであった。しかし堀議員が作成した案を一言も断りなしに参考にしたということで、陳謝すべきでないかという結論に至った。著作権の侵害に対する懲罰には当たらなかったが、無断で素案を取扱ったことに対する陳謝という懲罰であったと理解している。

副議長：著作権の侵害が目的で懲罰委員会が開催されたことは事実である。

堀副委員長：それは違う。弁護士に確認したところ、著作権法第13条第1号の解釈として法令の著作権は否定されている。これは法令案や条例案も含むのが通説であるとの判断であった。それは行政に携わる人間が個人の名前で条例等を作成するわけではなく、市の業務として議案を作成するのである。当然そこには著作権は存在しない。しかし弁護士の判断として、審議等のために公になっていない場合は、なお著作権が成立していると解する余地があるかもしれないとのことである。私的な憲法改正案に著作権が成立するのは当然で公になっていなければ、なお私文書と変わらず著作権法の保護を受けるのではないかと思う。公にしていけないのは、党派の勉強会に留まる場合のことで、市に提出されていないのであれば著作権の保護が成立しているということを経験した弁護士との相談で得て、今回のことになっている。ただし懲罰委員会のなかでは著作権の侵害に当たるかどうかは審議していないが、市当局が今後議案を提出できないということではない。

須藤議長：確認した弁護士は誰か。

堀副委員長：知り合いの弁護士だ。

須藤議長：どこの誰であるか。

堀副委員長：それは答える必要はない。

相原副議長：その弁護士から文書として提出いただきたい。

堀副委員長：私も行政書士として著作権法の書物も読んでいます。改めて弁護士に確認をした程度だ。昨日いただいた文書にも書いてある。文化庁からの文書だが、私的に作成した法律試案等は著作権保護の対象となるとある。請願や議員提出議案のように個人名で提出するものを別の人の名前で提出するのは著作権法の侵害に当たると私は主張している。

相原副議長：個人といっても立場は議員としての公人である。私人と公人の

範疇が難しい。懲罰委員会を開催する理由となった著作権の侵害を委員会内で判断を問わないと判断したことは、懲罰委員会委員長の開催の宣誓には当たらないと考える。懲罰委員会の流れとして、焦点が著作権の侵害から侮辱罪の審査という方向に変わってしまったと捉えている。新聞記事は懲罰と捉えている。本人のプライバシーの侵害にも当たり、これは変えてあげたいと考えているが、現状では抗議のしようもない。

須藤議長：著作権問題が片付いていないのではっきりしたい。

堀副委員長：はっきりしたいとはどういうことか。

須藤議長：著作権の侵害に当たるか否かである。

堀副委員長：それは裁判にならないとわからない。私が訴えない限りは提起できない。今回の問題は関戸議員一人の問題でもなく、訴えようとは考えていない。

宮川議員：懲罰委員会の開催は今回が初めてであったが、何を目的に何を基準に開催したのか明確にならないままに始まってしまった。政治倫理審査会が審査会としてあるが、そこで懲罰とすべきと判断したから懲罰委員会へという流れが正しいのか、それとも疑いがあるものについては最初から懲罰委員会で諮るとするのが正しいのかわからないまま懲罰委員会を開催してしまったという思いがある。懲罰を科すべきか否かすら不明確なままに結論を出したところが事実である。著作権が発生するか否かに関しては懲罰委員会で判断することは困難として判断しなかった。ただし倫理的な判断として、堀議員に声掛けをして進めるのが社会通念上も適切であったとして、陳謝文を提出することとした。その陳謝文を懲戒として提出するのか社会人としての配慮に欠けたという判断で提出するのが重要と考える。新聞紙面上の内容から関戸議員の親族も体調を崩されたと聞き及んでいる。それほどの内容であった。今後のことも含めて懲罰委員会の在り方についてはルール化すべきと考える。時間をかけても議会運営委員会でルールを構築すべきというお願いでもある。

堀副委員長：今回の件は政治倫理審査会に諮るべきものではないと考える。

調べたが議会運営委員会に諮るところから始まり手続きに瑕疵はない。

須藤議長：著作権の侵害に当たるか否かを調べないといけないと思うがどうか。

宮川議員：著作権の侵害については、専門的知識を有する機関に委ねないと判断できない。

堀副委員長：私の作成した案が正式な場に出たものであれば、著作権は発生しないと理解している。

須藤議長：修正案として委員会の場に出していないか。

堀副委員長：出していない。

須藤議長：各会派には出したか。

堀副委員長：3月議会時に相談として各会派に見せているが、非公式な場である。

木村委員：今回のことについて手続き上は問題なかったと思うが、懲罰委員会の性質について改めて確認したい。宮川議員が言われたように、何らかの懲罰が確定している場合に懲罰の内容を確定させる場なのか、懲罰が必要か不必要かをも判断できる場なのか確認したい。

行政課長：どちらもあり得ると考える。

木村委員：そうであるならば、後者が今回は当てはまり開催されたということで問題はない。

梅村委員長：懲罰委員会で著作権の侵害については判断しないとの賛否を取らないといけなかったのかもしれない。

堀副委員長：修正案と同じく懲罰委員会も初めてのことである。今後も含めたルールづくりは必要である。戦術として使った面も否めないのも心苦しいと思っている。

木村委員：対抗手段として賛同した。新聞の報道は難しい。一般質問の発言回数について以前に紙面掲載されたことがあったが、誤った報道であったため抗議したがなしのつぶてであった。

須藤議長：著作権の侵害について「侵害があった」との認識で今日までできてしまっている。著作権の侵害について判断できないのであれば、それを正したい。

堀副委員長：そのような認識ではない。判断できないという判断である。「著作権の侵害があった」は私の個人的な主張であって、議会では侵害があったとも何も決まっていない。

須藤議長：個人的な主張をどこかで改めてほしい。

堀副委員長：それは裁判を起こすということか。

須藤議長：懲罰に関する動議が出され懲罰委員会も開かれたが、そもそもの発端の「著作権の侵害」に関する結論は出ずという状況である。

木村委員：それについては判断されていないということである。

梅村委員長：今のままでは困るということがあるならば対処しないとイケないと思われる。特に支障がないという判断なら特に対処は必要なしになるがどうか。

宮川議員：陳謝文に関して、懲罰に対する陳謝として議会で取扱うのか、個

人的な社会的モラルに対する陳謝を議員間で納めるかによって意味が異なる。

梅村委員長：社会的モラルに対する陳謝ならば、懲罰の動議を取り下げることとも考えられるのではないか。

堀副委員長：それは遑って懲罰委員会をなしにするということか。

梅村委員長：そういったことが可能か不可能か調べないといけない。

議会事務局長：懲罰の動議自体が法的にできないものであるならば別として、法的に問題ないものをなしにするのは無理ではないか。

堀副委員長：議事録も全てなしにするということか。

宮川議員：議長が受け取った陳謝文を公的に取扱うのか否かで対応が変わると思われる。

堀副委員長：懲罰委員会は、委員長が瑕疵のない手続きで進行し、懲罰のうちの陳謝に決定したのだが、それをなしにするのはいかほどか。

須藤議長：しかし懲罰動議の主たる理由である著作権の侵害は何も議論されなかった。

堀副委員長：著作権の侵害については主張に過ぎない。

梅村委員長：著作権の侵害について、今後、執行機関が議案の提出などにおいてやりづらいと判断するのであれば解決策を考えないといけない。

議会事務局長：陳謝に至った理由が懲罰委員会でも本会議でも明らかでなかったと思われる。その整理くらいは可能と思われるが、懲罰委員会をなしにすることはできないと思われる。陳謝の受取り方を懲罰項目に該当する陳謝なのか、社会的モラルに対する一般的な陳謝なのか個々の捉え方が違うと思われた。

須藤議長：関戸議員が陳謝しているのは、堀議員に事前の確認を怠ったことに対する陳謝である。

梅村委員長：懲罰委員会に諮られた出席停止の可否に関しては否決であった。

しかし、関戸議員も社会的モラルの側面から考えると陳謝すべきという判断であった。そもそも今思えば陳謝文自体必要であったのかと考える。

須藤議長：懲罰委員会の判断はどうであったか。

梅村委員長：著作権の侵害については判断せず、議会への出席停止については否決された。

須藤議長：著作権の侵害については、市議会として何ら判断していないが、この問題をどこで判断するのか。

堀副委員長：著作権の侵害の有無に関しては市議会で判断するのは無理なことである。

議会事務局長：懲罰委員会の委員長報告で、著作権の侵害の判断は懲罰委員会では判断できないものとし、しかしながら社会的モラルの観点から陳謝文が必要ではないかと結論付けたが、本会議ではそこまでの説明はなかったかと思われる。そこで曖昧になってしまったかと考える。

宮川議員：委員長報告を訂正してもよいかと考えるがどうか。

議会事務局長：本会議を聞いている人の受取り方がまちまちで、懲罰があつて陳謝文になったという捉え方、懲罰には該当しなかったがモラルの観点から陳謝することになったという捉え方と分かれていると思われる。

木村委員：本会議最終日に確認の意味も込めて報告をするのがよいかと考える。

鬼頭委員：著作権の問題に関しては岩倉市議会として審議できなかつたと判断したとの報告がよいかと思われる。

須藤議長：本会議最終日に、懲罰委員会の委員長報告として、陳謝文と判断した経緯について説明いただきたい。著作権侵害問題はそのままにしておくということによいか。

梅村委員長：著作権の侵害について議会で取り上げられたので、今後支障があるかどうかだと思われる。

鬼頭議員：今後、他の議員間においても著作権についてもめることがあるかもしれないということか。

堀副委員長：こんな事案は今後もほぼ無いに等しいと思われる。

木村委員：最終日の懲罰委員会の委員長報告で補足するということと、新聞社に対しても誤解を招く内容が含まれていたと提案することでどうか。

相原副議長：賛成である。特に新聞社に対しては懲罰委員長名で依頼するのがよいと考える。

行政課長：懲罰というのは地方自治法、会議規則又は委員会条例のいずれかの規定に反していないと懲罰を科すことはできない。懲罰動議を出す行為は誰でもできることなので問題ないが、懲罰委員会が開催されたときに、どれに違反したのか明らかになっていなかったのかなというのが感想である。それが明らかにされずに進んでしまったのは否めない。これは私の考え方だが、懲罰委員会は懲罰を科すか課さないか、科すのであればどれくらいの懲罰かを決める委員会であつて、懲罰を課しないと決めたものに対して、動議上の陳謝を行うべきだと本会議で発言してもよいのかという疑問がある。今後も含めてもう少し検討しておいてもと思われる。

木村委員：そのとおりである。

宮川議員：懲罰としての陳謝は、議長が議会に諮って成立するものである。

委員会としての結論は記録としては残るが本会議には諮っていない。

行政課長：懲罰委員会の委員長報告の後に、その内容について意義の有無を諮って異議なしとなったと記憶するがどうか。懲罰に当たらないものに対して謝罪を求めるという懲罰委員会の権限を越えたところの結論が本会議で通ってしまったかなと記憶している。

議会事務局長：本会議において、懲罰として陳謝を求めるとも発言していないが、懲罰を課さないとも発言はなく、著作権の侵害に関する結論を出せないということと陳謝文による陳謝を求めるという発言であった。それを議会に諮って「異議なし」となった。その時の委員長報告を受けて懲罰を受けたのか受けないのかは、その場にいた人の受取り方次第でまちまちと思われる。行政課長が言われたとおり、懲罰を科さないと決めたにも関わらず、陳謝と発言してしまっているの、その点についてのみ最終日に発言すべきと考える。

木村委員：委員長報告の許しを得て、訂正報告をするということでどうか。

須藤議長：関戸議員の陳謝文は議長に提出されたが預かるという形でよいか。

また、陳謝文は懲罰の動議を出した3人にあてた物ではなく、正副議長及び堀議員にあてたものであるが問題はないか。

議会事務局長：懲罰の動議は否決されており、提出者3人に対して行う必要はないと考える。モラルの問題に対しての陳謝であるから、今提出されている内容のものでよいのではないか。

宮川議員：それを受取りましたということで公にする必要もない。

木村委員：委員長報告の訂正と紙面上の掲載文に対する正確な文書の送付ということでどうか。

宮川議長：本会議での委員長報告の補足や訂正となるので、確認の意味で文案をお願いします。

梅村委員長：その他何かあるか。他になければ今後の日程調整をしたい。

木村委員：総務・産業建設常任委員会は委員会を開催し、閉会中の継続審査の審査事項を決めなくてはならない。その後議会運営委員会で協議する必要がある。

議会事務局長：議案採択終了後に議会運営委員会を開催し、懲罰委員会の委員長報告を行うこと、総務・産業建設常任委員会の閉会中の継続審査について議題として協議しなくてはならない。

木村委員：請願の審査前である。

梅村委員長：6月議会終了後の7月14日でどうか。それと26日でどうか。

議会事務局長：何を議題にするのか。

梅村委員長：人事評価である。

堀副委員長：評価者研修はまだか。

議会事務局長：19日当たりであったと記憶する。この2日間は市長部局への出席依頼はどうするか。

梅村委員長：出席依頼はしない。個人情報の取扱いに関して確認するところがあるかもしれない。音声翻訳システムに関してどうなっているか。

議会事務局長：議会事務局のみではなく、全庁的なこととして広報情報グループの案件でないかとも考えている。ソフトがあっても自由に各パソコンにインストールできるというわけではない。議会事務局が先行的に行うという理由でソフトを入れてもらうという手順と考える。

木村委員：課題として正副委員長と事務局で相談して、14日の議会運営委員会に提案ということでどうか。

梅村委員長：他に意見もないようなので、議会運営委員会を終了する。